

筑紫野市立小中学校校務系環境更新事業
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「筑紫野市立小中学校校務系環境更新事業」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名

筑紫野市立小中学校校務系環境更新事業

(2)業務内容

「筑紫野市立小中学校校務系環境更新事業 仕様書」のとおり

ただし、契約時における仕様書は、候補者として選定された企画提案書の内容に応じて仕様を変更する場合がある。

(3)業務期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

(4)対象箇所

筑紫野市立小中学校校務系環境更新事業のとおり

3 提案上限額

提案上限額は、346,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、提案上限額を超えないこと。

なお、各年度における支払い限度額は、次のとおりである。

年度	支払限度額（税込）
令和6年度	190,000,000円
令和7年度	39,000,000円
令和8年度	39,000,000円
令和9年度	39,000,000円
令和10年度	39,000,000円
合計	346,000,000円

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

契約までの予定スケジュール

内容	日程、提出期限等
公示日	令和6年4月24日(水)
質問書の提出	令和6年4月30日(火)
質問書に対する回答	令和6年5月7日(火)
参加申込書及び資格確認書類	令和6年5月10日(金)
資格審査・結果通知	令和6年5月14日(火)
提案書の提出	令和6年5月15日(水)から 令和6年5月24日(金)
プレゼンテーション	令和6年5月28日(火)から 令和6年6月7日(金)までの間で別 途通知する日
審査結果通知	令和6年6月10日(月)【予定】
仕様精査の後、契約締結	令和6年6月下旬頃【予定】

6 参加資格

(1) プロポーザルに参加することができる者は、参加申込書等の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ①過去、国、地方公共団体等において、本業務と同種（ゼロトラスト環境構築）または類似の業務（学校のネットワーク環境構築）を行い、運用保守の実績があること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③筑紫野市から指名停止措置を受けてないこと。
- ④国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税の滞納がないこと。
- ⑤手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、件名を次のとおり記載した電子メールに「質問書」（様式第2号）を添付して、「17. 問い合わせ先」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

【件名】 筑紫野市立小中学校校務系環境更新事業プロポ質問書／会社名／

(2) 期限

令和6年4月30日（火）午後5時までに必着

(3) 回答方法

令和6年5月7日（火）までに、「質問書」（様式第2号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、質問の回答は本要項の追加または修正とみなす。

8 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解したうえで、次に掲げる書類を提出すること。ただし、③④は参加申込期限から3ヶ月以内に発効されたものに限る。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式2）	1部
②誓約書（様式3）	1部
③登記事項全部証明書	1部
④納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税及び市区町村税）	1部
⑤事業者概要書（様式5）	1部
⑥業務受託実績（様式6）	1部
⑦委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式7）	1部
⑧参加資格に係る申立書（様式8）	1部

(2) 受付期間

令和6年4月24日（水）から5月10日（金）（土、日、祝日を除く。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期間内に必着とする。）までの期間で、時間は午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載のとおりとする。

9 企画提案書等の提出

参加申込書等の提出を行った者は、市から資格審査結果の通知を受けた後、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（鑑）（様式４） １部
- ② 企画提案書（本要項１０の企画提案書作成方法を参照すること。）
- ③ 価格提案書（様式９） １部
- ④ 端末スペック一覧（様式１０） １部
- ⑤ 提案内容に沿って変更した仕様書（案）（docx形式） データ提出

（２）受付期間

令和６年５月１５日（水）から５月２４日（金）（土、日、祝日を除く。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期間内に必着とする。）までの期間で、時間は午前８時３０分から午後５時までとする。

（３）提出先

「１７ 問い合わせ先」に記載のとおりとする。

１０ 企画提案書作成方法

参加者は、「筑紫野市立小中学校校務系環境更新事業 仕様書」に基づき、本業務の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施となるよう企画提案書を作成すること。

なお、１参加者につき、１点に限る。

（１）企画提案書の形式等

【規格】 A４判とし、文字の大きさは10.5pt以上とする

【部数】 正本１部、副本１０部、及び電子データ（PDF）

【その他】

- ・提案書（紙媒体）は、正確かつ簡潔な内容とし、４０ページ以内を原則とする。
なお、表紙、裏表紙、目次は枚数に含まない。
- ・高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようわかりやすく表現すること
- ・文章を補完するために、イメージ図または図面等を使用して差し支えない。

（２）企画提案書に係る留意事項

- ①提出期限後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- ②企画提案の内容に関する事項が、提案者以外の者に知られることがないように扱うものとする。

１１ 審査

（１）審査方法

契約の相手方となる候補者（以下「事業候補者」という。）の選定は、関係者で構成する「筑紫野市立小中学校校務系環境更新事業公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、最も適した事業者を候補者として選定する。

評価にあたっては、参加資格を満たす参加申込者により提出された企画提案書のプ

プレゼンテーションを本プロポーザル審査委員会が審査する。

なお、参加者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 実施日については、令和6年5月28日（火）から6月7日（金）までの間で実施することとし、日時等の詳細は参加申込者に対し別途通知する。
- ② 提案時間は40分以内とし、その後、質疑応答を10分以内で行う。
※準備、片付けの時間は提案時間に含まないが、合わせて10分程度で行うこと。
- ③ 参加人数は5人までとする。
- ④ その他
 - (ア) 場所、時間の詳細は決定次第、参加者に対し別途通知する。
 - (イ) プロジェクターを使用したプレゼンテーションも可とし、必要な機材等（提示用PC、プロジェクター及び接続ケーブル等）とし、参加者が用意する。なお、会場レイアウト等は、別途通知する。
 - (ウ) 当日に追加資料を配布すること及び企画提案書と異なる内容を提案することは認めない。

(3) 審査項目・配点

企画提案書は原則として下記の順に沿った作りとすること。

1 基本事項（10点）

(ア) 業務実績

- a 特に紹介したい実績等があれば、説明を行うこと。
- b 様式第6号「業務受託実績書」以上に補足の必要がない場合は省略可とする。

(イ) 業務理解度

- a 文部科学省が発出しているGIGAスクール構想の下での校務DXなど、時代背景を踏まえた提案となっているか。
- b 本市における課題を理解した上で、総合的な解決を図る提案となっているか。
- c 業務実施に伴い想定されるリスク及びその対策を十分に把握しているか。

2 業務体制及び工程（10点）

(ア) 業務体制

- a 人員体制（人数、責任者、担当役割、導入実績経験者、資格所有者等）が明確であり、本業務実施に耐えうる体制が整備されているか。
- b 発注者のフォロー体制や本業務を円滑に進める体制が整備されているか。

(イ) 工程

- a 想定スケジュールを考慮した具体的な記載となっているか。

3 ゼロトラスト環境基盤の構築（10点）

ゼロトラストを構成する下記機能について、本事業の考え方に則した構成となって

いるか。

- (a) ID 統制 (IDaaS 等)
- (b) デバイス制御・保護 (MDM 等)
- (c) EPP 及び EDR
- (d) ネットワークセキュリティ
- (e) データ漏えい防止
- (f) ログの収集・分析
- (g) クラウドストレージ及びバックアップ構築

4 教職員用端末の調達 (20 点)

教職員の利用を想定した、使いやすいものとなっているか。

教職員の業務の効率化等に資するものとなっているか。

5 運用保守 (20 点)

- (a) 運用保守体制及び運用保守範囲が明確か。
- (b) 運用保守範囲における運用保守内容が明確か。
- (c) 適切な保守対応が可能となる環境の構築が整備されているか。
- (d) インシデント発生時の体制等が整備されているか。
- (e) 発注者の運用負担軽減が考慮されているか。

6 追加提案 (10 点)

本事業の目的に沿った、発注者にとって有益な提案か。

※ 追加提案については、追加提案であることを明示すること。

7 価格 (20 点)

各候補者の価格差 (総事業費) に基づき、定められた計算比率によって算出する。

(4) 審査員

次に掲げる 8 人を審査員とする。

審査員の人数が変更となる場合や審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、5 名以上であれば参加可能な審査員のみによる審査を実施する。

また、5 名を下回る場合は 5 名以上となるまで、下記記載の順に参加できない審査員が代替の審査員を指名するものとする。

なお、各候補者の審査は全て同一の審査員による審査結果を用い、いずれかの候補者の企画提案に参加できなかった審査員の審査結果は、他の候補者の審査結果においても無効とする。

- a 教育部長
- b 教育政策課長
- c 学校教育課長
- d 学校教育課指導主事 (2 名)
- e 学校教育課担当係長

- f 企画政策課 DX 推進担当係長
- g 企画政策課情報管理担当係長

1.2 候補者の選考方法

- (1) 参加資格を満たす者のうち、評価点の合計が最も高い者を事業候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 評価点の合計が最も高い者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を事業候補者として選定する。
- (3) 評価点の合計が満点の6割に達しない場合は、事業候補者として選定しないものとする。

1.3 審査結果

(1) 資格審査結果

参加申込書等を提出した全ての者に対し、書面で通知する。

(2) プレゼンテーションの審査結果

筑紫野市の公式ホームページで公表するほか、プレゼンテーションに参加した全ての者に対し、書面で通知する。

1.4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- ③本要項で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥価格提案書の金額が「3 提案上限額」に記載した金額を超過した場合

1.5 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、筑紫野市情報公開条例（平成17年6月29日条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

1.6 その他

- (1) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式11）を提出すること。

(2) 提出書類

- ①企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ②提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、必要に応じて複写することがある。
- ④本提案に係る書類作成及び提出費用等、必要な経費は全て参加者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を筑紫野市に請求することはできない。

(3) 著作権等

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本事業の契約に至った者が作成した企画提案書について、筑紫野市が必要と認める場合は、筑紫野市が予め通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.7 問い合わせ先（事務局）

〒818-8686

筑紫野市石崎一丁目1番1号

筑紫野市教育部 学校教育課 学校教育担当

電話 092-923-1111（内線724）

FAX 092-923-9644

電子メールアドレス k-kyouiku@city.chikushino.fukuoka.jp